

令和3年松前町教育委員会規則第1号

松前町教育委員会事務委任等規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月24日

松前町教育委員会教育長 本 馬 毅

松前町教育委員会事務委任等規則等の一部を改正する規則

(松前町教育委員会事務委任等規則の一部改正)

第1条 松前町教育委員会事務委任等規則(昭和31年松前町教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(専決事項) 第5条 教育長は、次_____に掲げる事務を専決するものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員のうち、 <u>臨時的任用職員及び会計年度任用職員</u> に係る任免、給与及び分限に関すること。	(専決事項) 第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決するものとする。 (1)・(2) 省略 (3) 事務局職員及び学校以外の教育機関の職員のうち、 <u>臨時職員</u> _____に係る任免、給与及び分限に関すること。

(松前町社会教育指導員設置規則の一部改正)

第2条 松前町社会教育指導員設置規則(昭和49年松前町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>(身分)</u> 第4条 社会教育指導員は、 <u>会計年度任用職員</u> とする。	<u>(非常勤)</u> 第4条 社会教育指導員は、 <u>非常勤</u> _____とする。 <u>(任期)</u> 第5条 社会教育指導員の任期は、 <u>1年以内</u> とする。 2 <u>社会教育指導員は、再任を妨げない。</u>

第5条 省略

第6条 省略

(松前町教育委員会規則の一部改正)

第3条 松前町教育委員会規則(平成27年松前町教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 <u>臨時的任用職員及び会計年度任用職員</u>については、予算の範囲内においてこれを処理する。</p>	<p>(人事)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 <u>臨時職員</u>については、予算の範囲内においてこれを処理する。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。